

第4回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

1 日 時 令和7年11月5日（水）午前9時55分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室C

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎
佐々木 裕子
長谷川 珠子

労働者代表委員 坂手 健一郎
藤野 博章
村上 達哉

使用者代表委員 産賀 伸一
錦織 勝輝
光畑 知樹

事務局 労働基準部長 政木 隆一
賃金室長 黒田 和美
賃金指導官 中本 弘一
監督監察官 諏訪 雅浩
労災補償監察官 木村 弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第4回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴の申し込みはございませんでした。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は委員全員がご出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議

でございます。

それでは、部会長、よろしくお願いします。

長谷川部会長

皆さま、おはようございます。

本日は前回に続いて3回目の金額審議を行います。

はじめに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのが憚のないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに岡山局の他産業の状況と他局の状況について、伝達事項がありましたら、事務局からお願いします。

黒田室長

それでは、他部会及び他局の審議状況について、ご報告いたします。

局内の他部会につきましては、鉄鋼業がプラス64円、改定額1,166円、法定発効で結審しております。続きまして船舶製造業プラス65円、改定額1,159円、指定日発効で結審しております。その他の部会につきましては審議中及びこれからという状況でございます。

他局の審議状況につきましては、新たに結審した局が3局ございます。

群馬局 プラス64円、改定額1,120円、

滋賀局 プラス55円、改定額1,105円、

熊本局 プラス67円、改定額1,063円、

いずれも法定発効となっております。以上です。

長谷川部会長

ただいまのご説明について、何かご質問等ありますか。

(特になし)

長谷川部会長

それでは審議を始めます。

これまで2回金額審議を行って参りましたけれども、労側からは当初82円の提示がありまして、2回目の提示は72円プラスでの提示がありました。理由としましては、中四国他県や他産別と比較して岡山県の特定最低賃金が低いため、少しづつでも縮めていきたいとの主張がありました。ただ、全会一致の必要性も踏まえた歩み寄りとして82円から72円の提示がありました。

次に使側からは、当初プラス52円の提示があり、前回では他県や他産別との立ち位置を現状より低下させてはいけないという認識は労側と同じではある。ただ一方で、県内他産業が未結審であるということと、未満率を踏まえると、前回の段階では提示できる金額はプラス59円であるということでした。

現時点では労側からプラス72円の提示、使側から59円の提示になっていると思いますが、双方、間違いはないでしょうか。

(同意の声あり)

長谷川部会長

では、双方から提示していただいている金額にはまだ開きがある状況です。本日も公労・公使の二者協議として、労側、使側から金額提示していただく方法もありますし、労使協議をしていただくという方法もありますが、どういった形で進めていきましょうか。

使用者側委員

県内他産別であったり、他県の状況もある程度結審されているところが出てきています。今13円の開きがあって、歩み寄りの意思については使側としてもあるんですが、いたずらにあまり意味のない歩み寄りをするよりは、もう直接二者協議をしてはどうかということを提案したいと思います。

長谷川部会長

直接労使ということですか。

労働者側委員

労側としても同じ考え方で、労使の協議のなかで審議させていただければと思います。

長谷川部会長

はい。そうしていただけるとありがたいです。

使用者側委員

一応、その前に使側は使側として話し合いをさせていただきたい

と思います。

長谷川部会長

打合せの時間が必要ですね。
どれくらい時間をお取しましょうか。

使用者側委員

10分くらい。

長谷川部会長

10分くらいですね。今、ちょうど10時になるところですので、
10時10分くらいに戻ってきていただいて、労使協議ということ
でお願いします。

それでは労使控室に移動していただきて、打合せをしていただきたいと思います。

黒田室長

事務局で控室にご案内いたします。

長谷川部会長

全体会議を再開します。

ただいまから労使協議に移ります。公益と事務局は退室いたし
ますので、労使協議が終わりましたら声をかけて下さい。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

長谷川部会長

それでは全体会議を再開いたします。迅速に対応していただき
てありがとうございます。

労使協議の結果について、どちらの側からでも構いませんので
代表して報告をお願いします。

労働者代表

労側から報告します。

金額としては65円、発効日については指定日発効で、令和8
年1月1日となりました。

長谷川部会長

発効日について、1月1日ですが。

黒田室長

法定発効としましても、今日答申をいただけたとして、最短で
令和8年1月4日となります。

労働者側委員

前回だったら法定で12月末だったんですね。

長谷川部会長

指定日発効にすると、法定発効より後ろにしなきやいけないと

ということですね。

黒田室長 指定日発効にすると 1 月 5 日以降の日付になります。

長谷川部会長 1 月 4 日、法定発効でよろしいでしょうか。

労働者側委員 労側はそれで大丈夫です。

長谷川部会長 使側も大丈夫でしょうか。

使用者代表 大丈夫です。

労働者側代表 65 円の考え方は、これまでそれぞれの考え方を述べさせていただきましたが、取り巻く環境であったり、他県、他産別の状況を勘案して 65 円であれば、労使双方が納得できる形での金額ということで、話し合いをさせていただきました。

長谷川部会長 ありがとうございます。今、労側から説明していただきましたが、使側の委員の方々もこれで間違いないでしょうか。

使用者側委員 はい、結構です。

長谷川部会長 ありがとうございます。
ただいま労使双方から金額提示をしていただきまして、65 円引き上げとして、全会一致で結論を得ることができました。
発効日については法定発効とすることで、皆さんの合意により了承されました。
では、この結論を会長あて報告したいと思います。
事務局から発効日と今後の日程を説明してください。

黒田室長 本日付けで異議申出に係る公示を行います。公示期間は、11 月 20 日、木曜日までとなります。

また、発効日につきましては、法定発効として最短で令和 8 年 1 月 4 日、日曜日となります。

長谷川部会長 では、事務局で報告文案の準備をお願いします。

黒田室長 報告文案を準備いたしますので、10 分程度お時間をいただけますでしょうか。

長谷川部会長 今、10時25分ですので、35分過ぎくらいということで、それまで休憩とします。

(事務局で報告文（案）を準備、委員に配布)

長谷川部会長 それでは再開します。
事務局で報告文（案）を読み上げて下さい。

黒田室長 それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

(報告文（案）読み上げ)

長谷川部会長 ただ今、読み上げられました報告文（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

長谷川部会長 ご了解ありがとうございます。
本年8月4日の第514回審議会において、全会一致の場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文（案）を用意してください。

(事務局で答申文（案）を準備し、配布)

長谷川部会長 では、事務局で答申文（案）を読み上げて下さい。

黒田室長 答申文（案）を読み上げさせていただきます。

(答申文（案）読み上げ)

長谷川部会長 ありがとうございました。
こちらも読み上げられた答申文（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

長谷川部会長 では、この内容で（案）を取りまして、番号を付して答申する

ことといたします。

番号は岡賃審第 51 号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

黒田室長

ただ今、岡山労働局長宛て答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木基準部長

皆さん、大変お疲れ様でございました。お忙しいところ、本専門部会におきましてご議論いただきましてありがとうございました。

4回にわたり皆さんの真摯なご議論によりまして、全会一致にて結審されましたので、今後公示等の手続を行いまして、迅速に発効して参りたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

長谷川部会長

お忙しい中、皆さんの熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。無事、答申することができました。

その他に何かありますか。

(特になし)

長谷川部会長

それでは、これをもちまして今年度の岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。

委員の皆さん大変お疲れ様でした。